

## 市谷議員 要望項目一覧

### 令和4年度12月補正分

要望項目	左に対する対応方針等
<p>1. 物価高騰・賃上げ対策・農業対策</p> <p>①消費税の5%への緊急減税、及び免税業者に新たに課税を強いるインボイス制度の来年10月からの実施の中止を、国に求めること。</p>	<p>少子高齢化の急速な進展や国・地方ともに極めて厳しい財政状況の下で、国民が安心して、希望が持てる社会保障の実現が求められていることを踏まえれば、国・地方双方にとって増嵩する社会保障費の安定財源の確保は避けることのできない喫緊の課題であり、消費税率引下げを求めることは考えていない。</p> <p>また、複数税率制度下において適正な税務経理や申告を行う上で、インボイス制度は必要不可欠なものであり、制度の中止を求める考えはない。本県では、円滑な制度移行に向けて、中小企業者等に混乱が生じないように実情を踏まえた対策をとるようこれまで国に要望しており、令和4年7月には、特に制度の変更に伴い影響が及ぶ法人に対し、適切な措置を講ずるよう国に求めたところである。なお、令和4年度税制改正大綱では、制度周知に加え、経営相談等の体制強化のほか、免税事業者が不当な取扱いを受けないよう独占禁止法等の取扱いの周知や相談対応など、事業者の準備状況等を把握しつつ必要な対応を行うことが示されている。</p>
<p>②中小企業が賃上げできるよう、社会保険料や固定費への直接支援を実施すること。</p>	<p>賃金アップのため行う中小企業の生産性向上や業務改善につながる設備投資等の前向きな取組を支援する制度を9月補正予算で設けたところであり、中小企業社会保険料や固定費への直接支援は考えていない。</p>
<p>③10月からの公定価格・診療報酬等に上乗せされた、看護師、福祉従事者、保育士の処遇改善の実施状況を点検すること。またコロナ対応の医療機関以外で支援対象外となっている看護師に対し、県独自に賃上げ・処遇改善の支援を実施すること。</p>	<p>&lt;看護師&gt;</p> <p>看護職員の処遇改善について、対象となる医療機関においては、管轄の地方厚生局に対して、「看護職員処遇改善評価料」を届出するとともに、毎年7月に「賃金改善計画書」及び「賃金改善実績報告書」を提出する必要があるとあり、地方厚生局において適切な点検・評価を行うこととなっている。</p> <p>なお、看護職員の処遇改善については、国が診療報酬等において全国一律の条件で適切に措置すべきものであることから、「看護職員処遇改善評価料」の対象とならない医療機関に対する県独自の措置は考えていないが、すべての看護職員の処遇が改善される仕組みとするよう国に要望しているところである。</p> <p>&lt;福祉従事者&gt;</p> <p>令和4年10月に新設された福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の事業所の実施状況については、毎年度提出いただく実績報告書により確認・把握していく。</p> <p>&lt;保育士&gt;</p> <p>令和4年2月から実施している保育士等を対象とした3%程度（月額9,000円）の処遇改善について、令和4年10月以降は公定価格において加算措置が講じられることとなり、対象者や要件等の仕組みについては令和4年9月以前の補助事業と同様となっている。当該処遇改善の加算認定は市町村が行うことになったが、各市町村の協力を得ながら処遇改善の実施状況について把握していく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
④公的年金削減の中止を、国に求めること。	年金制度については、将来にわたって持続可能な社会保障制度を構築するため、国において適宜必要な見直しが図られているものであり、国に対する要望等は考えていない。
⑤10月から後期高齢者医療費の窓口負担2倍化が実施されているが、今からでも中止し、元の1割に戻すよう、国に求めること。	後期高齢者医療制度の窓口負担の見直しは、国において将来にわたって持続可能な社会保障制度を構築する観点から検討・決定されたものであり、国に対して中止を求めることは考えていない。
⑥子どもの医療費の窓口負担を完全無料化すること。また、そのために必要な費用を試算し、提示すること。	小児特別医療費助成は、子育てを所管する市町村との協働事業であり、今後のあり方については、市町村と十分協議すべきものと考えている。
⑦物価高騰により給食食材費が値上がりする中、国の臨時交付金等を活用して、県や県内の多くの市町村が学校給食費に補填しているが、物価高騰が続いており、継続して支援すること。また、若桜町、智頭町、大山町、日野町は完全無償化に踏み出している。国は、「保護者が負担する学校給食費を自治体が補助するのを妨げるものではない」としており、憲法26条の「義務教育無償化」を全うするためにも、小中学校の学校給食費が無償化できるよう、県としても支援すること。	県立学校については、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用して、食材等の高騰による学校給食費等の値上額を継続して支援している。市町村立学校への支援については、市町村に交付される同交付金の活用を促すこととしており、県が直接支援することは考えていない。
⑧肥料、燃料、資材費などが高騰し、コメの生産費が1万5千円/60kgとなる中、県内各農協が示した令和4年度のコメの概算金は、昨年に比べ150円/30kg程度上がっただけで、1万円/60kg前後に留まっている。物価高騰に対する一定の手立てがとられているものの全額補填ではなく、離農につながる恐れがある。肥料、飼料などの物価高騰分を全額補填するコメの生産費と米価との差額補填の実施により、コメ生産を支援すること。	<p>県は、国の肥料価格高騰対策事業を踏まえ県独自の支援策（肥料コスト上昇分の3割の1/3を助成）を9月補正で予算措置し、さらに春肥（11月～5月）価格の値上げに対する増額支援を12月補正予算で検討している。</p> <p>一方で、平成16年の米政策改革開始以降、各産地が自らの判断で需要に応じた米生産に取り組んでおり、米に対して助成する仕組みでは、需給環境の改善や米価安定につながらないため、米の生産費と米価との差額補填は考えていない。</p> <p><b>【12月補正】</b> 肥料価格高騰緊急対策事業 58,000千円</p>
⑨農水省が、2023年度から、水田の畑地化を条件に、麦や大豆、飼料用作物、ソバに助成金を出す方向で調整していると報道された。畑地化の支援を受けた農地は「水田活用交付金」の対象からは除外される。畑地化支援はよいが、当該年とその後の5年間だけの支援であり、「水田活用交付金」の対象から除外されれば、支援は3.5万円/10aから1.5万円/10aに低下し、生産意欲の後退が懸念される。畑地化支援は、継続した支援となるようにすること。また「水田活用交付金」は、畑地化を促進すれば、削減してよいというものではない。改めて、「見直し・削減方針」の撤回を国に求めること。また県は、来年度もコメの作付面積を削減することとしており、県の飼料用米への転作支援の単価を増額すること。	<p>国は、「畑地化促進事業」（令和4年度2次補正予算）において、麦、大豆、飼料作物、ソバ等の追加品目に対し、5年間2万円/10aを助成する見通しであるが、県は、水田、畑地など地目に関係なく、収益性は低くとも自給率向上に資する作物等の増産支援と、「水田活用の直接支払交付金」等の十分な予算確保、現場の実態を踏まえた継続した取組への支援の拡充、さらには、交付対象水田の見直しの検証結果及び今後の対応を生産者等へ丁寧に説明することを国に要望することとしている。</p> <p>また、令和5年度の主食用米の生産数量目標は、12月に開催予定のJAグループ、市長会、町村会、農業者団体、県等で構成する「県農業再生協議会」総会において設定される。なお、飼料用米の交付単価は、国の令和5年度予算の助成上限額以上の設定は考えていない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>2. 新型コロナ第8波対策</p> <p>①新型コロナ・オミクロン株の感染は下げ止まり、拡大傾向となっている。新型コロナとインフルエンザの同時流行が指摘され、感染拡大を防止する上でワクチン接種が大変重要である。新型コロナ・オミクロン株対応の2価ワクチンとインフルエンザワクチンは同時接種が可能であり、両方のワクチンを接種できる会場を増設すること。また両方のワクチン接種を促進するためにも、現在有料のインフルエンザワクチン接種の無料化・助成制度を県で創設すること。</p>	<p>現在、県内2か所の県営接種会場で同時接種の対応を開始しており、可能な限り両方のワクチンの接種体制をとるよう県医師会等を通じて医療機関に対して依頼しているところである。</p> <p>なお、既に多くの市町村がインフルエンザワクチンの接種助成を行っており、県は「子育て応援市町村交付金」で支援を行い、接種を促進していくこととしている。</p>
<p>②感染症法改正案は、都道府県が数値目標をもって予防計画を立て、都道府県と医療機関が協定を結び、病床や発熱外来などの確保を図るとしているが、協定などの履行確保措置として、協定履行状況を公表し、指示に従わない場合には、病院名の公表、特定機能病院や地域医療支援病院の指定取消など、重いペナルティが設けられている。このようなことが実施されれば、本来の趣旨に反して医療体制が後退する。改正案の中止を国に求めること。むしろ、マンパワーの手厚い急性期病床を増やせるよう、手立てをとること。</p>	<p>感染症改正法案は、平時において、都道府県知事と医療機関が協定を締結することにより、急性期を中心として、フェーズごとの必要な病床数を確保するとともに、地域において、医療機関の役割分担を明確化し、感染症発生・まん延時に確実に稼働する医療提供体制を構築するため、実効的な準備体制を構築することを目的としたものであり、国に対して法案の撤回を求めることは予定していない。</p>
<p>③新型コロナ対策担当の職員だけでなく、応援で入っている県職員も長時間労働となり、健康状態が懸念されているとの報道があった。保健師増員や保健所体制強化の計画をもち、特に保健師を増員すること。</p>	<p>保健所の定数については、令和3年4月に、総合事務所を再編し「保健所」を総合事務所内局として設置した上で、職員を16名増員した。</p> <p>その上で、県退職保健師や市町村保健師の受入、県庁や総合事務所による現場応援や県庁におけるリモートによる応援等により休日も含め機動的に対応できる体制としている。デジタル等も活用して一層の業務効率化も図りながら、今後も業務の状況に応じて機動的な体制を確保していく。</p>
<p>④新型コロナの生活福祉資金特例貸付の返済が、来年1月から開始されるが、長引くコロナ禍と物価高騰の下で暮らしは再建できていない。住民税非課税世帯という返済免除の対象を拡大し、暮らしを守るよう国に求めること。</p>	<p>生活福祉資金の特例貸付に係る返済免除の要件緩和については、全国知事会のほか県独自でも国に対して要望してきている。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑤金融庁が、令和2年10月30日付で、「自然災害による被災者の債務整理ガイドライン」について、「新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則」と、「その運用にあたっての実務上の指針となるQ&amp;A」を公表している。ここには、「新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことで、住宅ローン、住宅のリフォームローンや事業性ローン等の本特則における対象債務を弁済できなくなった債務者が、法的倒産手続によらず、特定調停手続を活用した債務整理を円滑に進め、もって、債務者の自助努力による生活や事業の再建を支援する」と書かれている。「熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する条例」では、県信用保証協会の保証付き制度融資について、新型コロナの影響で返済困難になった場合、債権放棄できる仕組みが盛り込まれている。鳥取県としても同様の条例や仕組みを創設すること。</p>	<p>私的整理による債務整理については、現在、国が来年度通常国会への法案提出に向けて、債務整理を迅速化するための法整備を検討しているところである。</p> <p>制度融資については、自治体が有する債権は、損失補償付きの貸付金の代位弁済後に保証協会が事業者から回収した納付金を受け取る権利であり、自治体は貸付金そのものの債権を有してはいない。</p> <p>熊本県では、その回収納付金を受け取る権利を放棄できることを条例で定めているものである。</p> <p>本県では、制度融資に限らず債権放棄を行う場合は、議決を経て行うべきものと考えられるため、単に回収納付金を受け取る権利を放棄するような条例制定等は考えていない。</p>
<p>⑥政府が創設する新型コロナ融資の債務返済支援策の「借換保証制度」は、国が損失を全額負担する100%保証をそのまま継続し、追加融資と部分融資も100%保証とするよう国に求めること。</p>	<p>新型コロナ融資等の返済負担軽減に対しては、金融機関等に対して引き続き柔軟な条件変更等の対応に係る要請を継続していくとともに、新たな資金ニーズに対しては、5年間元本返済不要の満期一括返済型資金等の資金により支援していくこととしている。</p> <p>今後、国の「借換保証制度」の詳細を踏まえつつ、県内金融機関等の意見を伺いながら、対応を検討するとともに、国に対して引き続き返済負担軽減策の拡充も要望していく。</p>
<p>3. 社会保障・子育て支援</p> <p>①今後開催される、令和4年度国民健康保険運営協議会において、保険料上昇につながる保険料水準統一のロードマップは作成しないこと。県独自に財政支援し国保料を軽減すること。</p>	<p>第2期鳥取県国民健康保険運営方針において「将来的には保険料水準の統一を目指す」こととしているところであり、各市町村と具体的な議論を開始しているところである。</p> <p>また、国民健康保険の財政運営において公費を負担しており、新たに財政支援を行うことは考えていない。</p>
<p>②政府は、マイナンバーカードと健康保険証の「一体化」を前倒しし、「2024年度秋に健康保険証の廃止」を表明した。マイナンバーカードは強制しないとしてきた従来の政府の立場とも矛盾する。情報漏洩等を心配し半数の人がマイナンバーカードを取得しておらず、無保険証で病院にかかれぬ人を増加させる。「一本化・健康保険証廃止」の中止を、国に求めること。</p>	<p>マイナンバーカードを健康保険証として利用することにより、医療機関や薬局が服薬情報等を参照することが可能となり、被保険者が正確なデータに基づいた診療や薬の処方が受けられるようになる等、被保険者にとってメリットがあるものであり、国に対して中止等を求めることは考えていない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>③政府は、来年4月から、マイナンバーカードの健康保険証代わりの利用を可能とする、「オンライン資格確認システム」の導入を、医療機関・薬局に義務づけ、従来の保険証を使う患者の窓口負担を増やすとしている。医療機関や薬局に新たな負担と、マイナンバーカードを利用しない国民に負担金のペナルティを強いることは、受療権の侵害であり、中止を国に求めること。</p>	<p>令和5年度からのオンライン資格確認システム導入の原則義務化とともに、医療機関等において、オンライン資格確認システムを用いて、現時点で処方されている薬の情報を取得した場合に診療報酬が加算される制度となり、医療機関や薬局に対して、オンライン資格確認システムの導入経費の助成制度が設けられた。</p> <p>これらの措置は、オンライン資格確認が医療DXの根幹をなし、医療情報の利活用による恩恵を享受する体制を構築するために行われたものであり、これら制度の見直しを求めることは考えていない。</p>
<p>④政府は、来年度に向けて、75歳以上の高齢者医療保険料の引き上げや、介護保険サービス利用料の2割・3割負担の対象拡大、要介護1・2の介護保険外し、ケアプランの有料化、老健施設やショートステイの多床室の室料有料化、介護保険料の納付年齢の引き下げ、福祉用具の貸与から販売への転換、介護施設の食費・居住費の補足給付の対象縮小を検討している。こうした負担増や支援の縮小はしないよう、国に求めること。介護保険料・利用料の軽減策を講じること。</p>	<p>介護保険制度の改正については、高齢化の進展、現役世代の減少の中で、制度を安定的に運用しようとするものと理解している。引き続き、国の制度改正の検討状況を注視していく。</p>
<p>⑤生活保護を利用している場合、身体障がいがあっても、新たに車を保有することが認められていない。一方、車を保有したまま生活保護を利用するに至った場合は、住まいの近くに公共交通機関がなかったり、通院したりする場合は、車をそのまま保有し、使用することが認められている。身体障がいがある方の移動権を保障するため、生活保護利用の身体障がい者が、新たに車を保有することを認めるよう国に求めること。</p>	<p>生活保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるものであり、元々自動車を保有していない者が、通常資産（処分）価値を有する自動車を新たに購入することは資産の形成にあたるため認められていない。</p> <p>なお、通院等の移動に必要な経費について、移送費として、障がい者に限らず必要に応じて支給されている。</p>
<p>⑥10月21日の福祉生活病院常任委員会で、令和3年8月に児童相談所措置児童が児童施設内で死亡する事案があったことが報告された。死に至った経過を検証し、児童相談所のケース対応や措置対応の改善、当該児童施設の児童対応の改善を図ること。</p>	<p>当該事案については、令和3年10月から令和4年4月まで全10回にわたり児童福祉施設の調査検証チーム会議による検証がなされ、令和4年4月に県に対して児童死亡事案に関する調査検証報告書が提出された。</p> <p>当該報告書における提言を踏まえて改善を図っているところである。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>4. エネルギー政策</p> <p>①大規模風力発電計画について</p> <p>鳥取風力発電計画の業者は、住民に対し、「調査に入るだけ」などという虚偽の説明をし、地上権設定の契約書を結ばせていることがわかった。経済産業省も、「適切なコミュニケーションが図れていない。問題を起こす事業計画は再生可能エネルギー推進の障害になる」とし、「事業者を指導する」とした。再エネ特措法に基づく努力義務違反が繰り返されており、事業中止を求めること。県は、災害を誘発する懸念がある同計画に関し、保安林解除しないこと。</p>	<p>地上権契約は事業者と土地所有者間で交わされた私契約であり、民法の規定では契約の際に錯誤や詐欺があった場合などは契約を取り消しできるとされていることから、まずは、契約当事者が弁護士に相談されるべきと考える。</p> <p>また、FIT法の事業計画ガイドラインにおいては、地域住民との関係構築は「努力義務」として規定されており、それを怠っていると認められる場合には、FIT法に基づき経済産業省からの「指導・助言の対象となる可能性がある」とされている。</p> <p>県は、事業者に対し、地域住民が不安に感じている事項について、丁寧な説明と周知を行い適切に対応するよう引き続き要請していくとともに、経済産業省に対し、地元自治体の意見が適切に反映される仕組みを構築するよう引き続き要望していく。</p> <p>保安林の解除手続に当たっては、災害の防止等について開発許可基準が設けられており、解除申請書が提出されれば、許可基準に基づき厳正に審査を行っていく。</p>
<p>②原発問題について</p> <p>岸田首相が所信表明演説で、十数基の原発再稼働に加え、次世代革新炉の開発建設の加速を表明し、年末までに具体的に結論を出すとした。経済産業省は、原子力規制委員会の会合で、「原子炉等規制法」に明記された原発の運転期間は「原則40年。最長60年」とした規定の撤廃方針を表明し、規制委員会も容認した。しかし「原則40年」規定は、福島第一原発事故後、原発の危険性を少しでも減らす目的で導入されたものである。この規定は、「原子炉の圧力容器の壁が、中性子が照射される期間が長くなるほどもろくなること」や、「原子炉設置許可を申請する際、重要な施設や機器等の設計上の評価が、運転開始後40年使用を想定していることが多い」という、根拠に基づくものである。原発の危険性を高める「規定撤廃」はしないよう、国に求めること。また、「次世代革新炉」の新增設の実用化は2030年半ば以降であり、電力不足対策にもならない。新增設は、福島原発事故後の約束を反故にするものである。中止を求めること。</p>	<p>原子力規制委員会は、独立性と透明性を堅持する機関として、仮に政府が運転期間を「60年超」に定めても、安全規制は緩めないと言っている。</p> <p>原発は安全が第一義であり、国にはこれまでも安全を求めているところである。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>5. ジェンダー平等・人権問題</p> <p>①性犯罪に関する刑法の規定について、法務省が見直しの「試案」を示した。試案では「8項目」の要件が示されたが、どうした場合が性犯罪となるのかが分かりにくく要件から漏れる事案の発生も懸念される。「同意のない性行為は犯罪である」ことを明確に規定するよう国に求めること。また、「試案」では、「性交同意年齢」が現行の13歳未満から16歳未満に引き上げられているが、13歳以上16歳未満については、相手が「5歳以上年上」とか、「対処能力が不十分なことに乗じた場合」などの要件が課され、年齢を引き上げたことが十分生かされない。要件撤廃を国に求めること。</p>	<p>刑法の性犯罪規定の見直しについては、審議を行っている法務省の法制審議会「刑事法（性犯罪関係）部会」の第10回会議（10月24日開催）において見直しの試案が示されたところであり、会議では試案に対する異論も出され、引き続き議論が進められることになっている。</p> <p>県としても、昨年度、性暴力被害の実態に即した刑法改定を行うよう国に要望しており、今後も審議の状況を注視していく。</p>
<p>②経口中絶薬が年内にも承認されるが、政府は母体保護法に基づき、服薬には配偶者の同意が必要との見解を示している。しかし、「産む、産まないを決めるのは女性」であり、リプロダクトヘルス&amp;ライツ＝性と生殖に関する健康と権利は、女性の人権の重要な概念として、国際的にも確立している。国連女性差別撤廃委員会が、母体保護法の配偶者同意の撤廃を日本に勧告し、WHOも本人の希望で中絶を可能にするよう求めている。中絶の配偶者同意要件を撤廃し、経口中絶薬を薬局に配備するよう国に求めること。</p>	<p>母体保護法の配偶者同意要件及び経口中絶薬に係る処置・処方に関しては国で議論が行われていることから、まずは国の動向を注視していく。</p>
<p>③スコットランドでは、世界で初めて、地方自治体や教育機関に対し、生理用品の無償提供を義務づける法律が施行された。試験導入を通じて学生にもアンケート調査を行い、6割の学生が価格や恥ずかしさを理由に生理用品が購入できていなかったという実態が明らかとなり、法制化に踏み出したとのことである。長引くコロナ禍と物価高騰のもとで、生理用品の購入が困難になっていることが懸念される。県立学校において、試験導入や学生アンケートを実施し、県立学校のトイレへの生理用品の無償配備を実現すること。</p>	<p>県立学校では、ほとんどの学校で保健室に生理用品を備え、必要な生徒からの申し出に応じて配布する形で対応しており、生徒が保健室に相談に来ることをきっかけに、養護教諭等が本人や家庭の状況を聞き取り、場合によっては福祉分野など外部の関係機関につなげていくことで、背後にある課題の根本的な解決を図るように努めている。</p> <p>そのため、試験的な導入やアンケートの実施、また、一律に県立学校内の女子トイレ等に生理用品を配備することは考えていない。</p>
<p>④同性のカップルやその家族を認定する「パートナーシップ・ファミリーシップ制度」は、200以上の自治体で施行され、都道府県では、青森県、秋田県、茨城県、群馬県、三重県、大阪府、福岡県、佐賀県の8府県が実施し、県内では7月から境港市で開始された。同性カップルの人権を保障するため、県内全域をカバーできる、県「パートナーシップ・ファミリーシップ制度」を創設すること。</p>	<p>本県では、同性パートナーシップ制度という形によらず、実質的に同性パートナーの方も等しく県の行政サービスを受けられる取組を行うとともに、性的マイノリティの人権に関する啓発等に力を入れている。今後も引き続き、国の動きを注視しつつ、当事者へのサービスの提供や支援のあり方を検討するなど、多様な性を認め合う社会づくりを進めていく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑤個人情報保護法改正に伴う鳥取県個人情報保護条例の改正が検討されているが、法改正されたとはいえ、地方自治体の自治権が侵害されることがあってはならない。自治体は個人情報保護の最後の砦であり、鳥取県個人情報保護条例を一律に国の共通ルールに統一して緩和すべきではない。「個人情報の範囲」は「容易照会可能性」ではなく「識別可能性」で判断すべきであり、「識別可能性」があるものは全て保護対象とすること。活用ありきで、従来県が独自に保護してきた要配慮個人情報(死者情報や機微情報など)の保護が後退することがないようにすること。仮に「公共の利益のための活用」とうたったとしても、「匿名加工情報」は、民間に提供しないようにすること。最低でも、加工に個人情報を使用する本人に「事前連絡」し、「本人同意」を前提とすること。個人情報保護審査会は、市町村の自治権を尊重し、市町村ごとに設置すること。</p>	<p>今回の改正個人情報保護法(以下「改正法」という。)において、全国的な共通ルールが規定されたが、地方公共団体には一定の独自の保護措置が許容されており、死者の情報保護を含め現行の県の保護水準を確保するよう条例の内容を検討している。</p> <p>なお、改正法では個人情報に該当しない「個人に関する情報」についても厳格な保護措置(漏えい防止・守秘義務等)が義務付けられている。</p> <p>行政機関等匿名加工情報の活用においても、個人の権利利益の保護に支障が生じないことは大前提であり、その前提を踏まえ、改正法において、民間への提供禁止、使用時の本人への事前連絡、本人同意を取る仕組みは採用されていない。</p> <p>個人情報保護審査会に関する県への事務委託は、一律ではなく希望する市町村からのみ受託することを検討している。</p>
<p>6. 平和問題</p> <p>①米軍機低空飛行訓練の実態を把握するため、東部4町長会では、県に対し騒音測定器設置を求める要望書を取りまとめた。要望に沿って、県が騒音測定器を設置すること。また「県政だより」でも目撃情報の通報を呼び掛けること。</p>	<p>外交・防衛に関する事項は国の専権事項であり、米軍機の飛行訓練等は国の責任において必要な措置が講じられるべきものである。よって、県としては、独自に騒音測定器等を設置することは考えていない。</p> <p>なお、県としては、平成26年から継続し、国に対し騒音測定器の設置を求めており、引き続き、国による対策が実行されるよう要望を継続していく。</p> <p>また、米軍機低空飛行訓練の目撃情報の提供については、今年度7月から県HPを活用し、県民に広く情報提供の呼びかけを開始した。</p> <p>今後も、住民の安全・安心確保のため、市町村と協力した監視体制を継続するとともに、米軍の機飛行訓練等に対して国の責任で必要な措置を講ずるよう、全国知事会等とも連携し要望を継続していく。</p>
<p>②C-2輸送機は、先日も今年度上半期の部品落下事故が報告されるなど、毎年、部品落下事故を起こしている。学校や、住家上空となっている飛行訓練ルートを変更すること。また、9月20日に行われた鳥取砂丘コナン空港フェスタで、C-2輸送機が展示されたが、事実上の「軍用機」であり、部品落下事故を繰り返していることからしても、フェスタにはふさわしくない。展示はやめること。</p>	<p>訓練等の飛行ルートの設定については、国の責任において、周辺住民の安全・安心が確保されるべきものである。</p> <p>また、美保基地での部品落下については、発生が判明した都度、厳重に抗議した上で、機体の点検確認の徹底や安全運航等による再発防止を申し入れている。</p> <p>県においては、従前から住民の安全確保のため、安全対策に万全を期し、生活環境に支障をきたさないよう様々な機会を捉え申し入れを行ってきた。今後も住民生活が脅かされないことがないように、万全な安全運航の徹底を求めていく。</p> <p>鳥取砂丘コナン空港フェスタは、県民に広く航空行政に関心を持ってもらうことを目的に、鳥取空港「空の日」実行委員会(会長:鳥取空港ビル株式会社専務取締役)が実施しているものであり、要望があったことは実行委員会に伝える。</p>



要望項目	左に対する対応方針等
<p>③政府は、年末に「安保関連3文書」を改定し、憲法違反の「敵基地攻撃能力の保有」ができるよう狙っている。実際に、来年度予算の概算要求でも、過去最高の5兆6千億円が計上され、長距離巡行ミサイル1,000発以上の保有が検討されており、「敵基地攻撃能力保有」が既成事実化されようとしている。岸田総理は、安保法制の集団的自衛権行使で敵基地攻撃が可能としているが、日本が攻撃されていないのに、敵基地を攻撃すれば、相手国からは先制攻撃と受け取られ、日本が攻撃対象となる危険性が高まる。憲法違反の「敵基地攻撃能力保有」につながる軍備増強は中止するよう、国に求めること。</p>	<p>防衛は国の専権事項であり、敵基地攻撃能力の保有等の防衛力の強化については、政府において責任を持って対応されるべきものである。</p>
<p>7. 教育、文化・芸術活動</p> <p>①いじめ・不登校が過去最多となったことを文部科学省が公表した。文科省は、コロナ禍で生活のリズムの乱れや休むことへの抵抗感の薄れのほか、活動制限が続いて交友関係が築けないことに伴って、登校意欲が低下しているとしている。しかし、競争的教育で学校が安心できる場になっていないという構造的な問題があるとの指摘もある。全国及び鳥取学力学習状況調査中心の学力向上対策は見直し、子どもたちが、追い詰められることのない、ゆとりある対応で、安心して通える学校になるようにすること。</p>	<p>「全国学力・学習状況調査」は、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析して教育施策の成果と課題の検証や、学校における児童生徒への教育指導の充実、学習状況の改善をねらいとして実施されている。県では教員が問題を分析し、これからの時代を生きる児童生徒に求められる力を理解したり、解答の状況から授業改善のポイントを把握するなど日々の指導に生かしている。</p> <p>また、「とっとり学力・学習状況調査」は、児童生徒一人一人の学力の伸びや非認知能力・学習方略の状況を把握し、個の状況に合わせた指導・支援を充実させることを目的に実施しており、過去の自分と比較することで自らの成長に気付くなど、児童生徒のやる気や自信につなげるよう活用している。</p> <p>県では両調査を、児童生徒の学力を伸ばすための両輪として活用しており、調査の実施について見直しを行うことは考えていない。</p>
<p>②文化・芸術は、人間が生きる上で欠かせないものである。福祉・商工団体と同様に文化・芸術団体の運営費や人件費に充当できる「交付金」制度を創設すること。</p>	<p>県では、県域の文化活動団体の調整や育成など、県に代わり公益性がある活動を行う文化団体連合会に対しては運営費を助成している。</p> <p>その上で、各団体の個別の活動に対しては、事業費に対する一定の支援を行っている。</p>
<p>8. JR減便問題</p> <p>JRが減便され、鳥取大学に通う学生から、「バイトの調整ができない」、「1限目の講義に向かう時間の便が減らされ、1時間前に到着している」、「バイトの終わりとダイヤが合わず、バイトの時間を短くした」、「赤字路線だからといって減らされたら、生活できなくなってしまう。なんとかならないか」と、切実な声が寄せられた。JRに対し、県からも、学生のこうした声を伝え、便数を元に戻すよう求めること。</p>	<p>JRの地方ローカル線は、住民生活に必要な移動手段であり、県ではこれまでJRに対して、県単独での要望のほか、中国地方知事会や関西広域連合など、あらゆる機会を捉えて、ダイヤの復活等の要望を行ってきたところである。</p> <p>一方で、JRに要望するだけでなく、地域が鉄道を利用し、支えていくことが必要であると認識しており、県民が一丸となって公共交通を利用促進する運動を実施している。今後ともこうした利用率向上のための活動を拡大させながら、便数の回復を求めていく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>9. 鳥取県産業振興機構のパワハラ問題</p> <p>①鳥取県産業振興機構は、職員向けにパワハラ研修とアンケートを実施したが、「記名式」であったため、職員からは書きづらいとの意見がでて、アンケート用紙が変更された。しかし、変更後も「記名式」であったため、職員の自由な意思が反映できていないと考える。無記名のアンケートを実施すること。</p> <p>②パワハラによって2名の方が、精神的疾患の診断書を提出しておられる。パワハラによって被害者が精神疾患を患った場合、「傷害罪」となり「15年以下の懲役または50万円以下の罰金に科せられる」ほど、非常に重たい問題である。診断書の実態を調査し、加害役職員の責任を迫及し、謝罪させること。</p> <p>③機構内の相談窓口が、「常務理事」になっているが、それでは上司がパワハラした場合、相談しづらい。一般職員の中に相談員を置いているとのことであるが、職員に対し、誰が担当者なのかを明確に示すこと。</p>	<p>公益財団法人鳥取県産業振興機構におけるパワハラ疑いに関しては、法律に基づく事業主の責務として事実関係等を調査するよう県から要請し、現在同法人において調査中であり、調査にあたっては、社会保険労務士等の助言を得ながら、公平かつ正確な事実の確認と、当事者のプライバシー保護等に留意して進められている。</p> <p>なお、この度いただいた要望については、同法人にお伝えした。</p>
<p>10. 統一協会問題</p> <p>全国霊感商法被害弁連のまとめでは、刑事事件11件、民事事件28件の法令違反、政府のまとめでも、22件の民事の法令違反が確認されている。宗教法人法に基づく解散命令を請求するだけの要件は十分満たしている。質問権行使で時間稼ぎするのではなく、速やかに解散命令請求するよう、国に求めること。また、鳥取県として、精神面や生活面も含めた専門家を配置した「被害者相談・救済体制」を確立すること。</p>	<p>宗教法人の解散命令の請求については、報告徴収又は質問権の行使その他の調査を尽くし、宗教法人法に定められている要件に合致するか検討の上、国において厳正に判断されるべきものである。</p> <p>また、被災者相談・救済制度については、現在、国において法整備に向けた具体の議論が行われているところであり、その動向を注視しながら、消費生活センターや法テラス、弁護士会などの関係機関と連携しながら、被害者の相談や救済に当たっていく。</p>